


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について		区分	○ 1 審議事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 東京労働局長が、令和3年10月1日から東京都最低賃金を28円引上げ、時間額1,041円に改正することを決定したことに伴い、一般事務等の会計年度任用職員の時間額が東京都最低賃金を下回るため、改正を行うものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 別表に規定された一般事務、臨時保育補助員、児童館業務員（その他）、図書館勤務員及びスクール・サポート・スタッフについて、時間額を30円引き上げ、「1,020円」から「1,050円」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和3年10月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の勤務に係る報酬について適用する。</p> <p>(4) 影響及び効果 最低賃金法の趣旨に沿った対応となる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課による事前審査済</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。